

特定非営利活動法人  
埼玉県介護支援専門員協会会報

さいたまケアマネだより

《第12号》

＜発行＞ 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 （事務局）さいたま市浦和区仲町2・13・8

～平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります～

認定登録医業経営コンサルタント 栗原 誠

## I 後期高齢者医療制度の創設

① 75歳以上（一定の障害がある65歳以上の方）の老人保健制度が「後期高齢者医療制度」に変わります。高齢者医療制度の中で75歳以上を後期高齢者、65歳以上75歳未満を前期高齢者としています。

② 後期高齢者医療制度の創設は、以下の理由によります。

現在の国民医療費は平成17年度33.1兆円で国民所得に対する割合（%）は9%であり、国民所得を上回る伸びを示しています。その中で老人医療費は11.6兆円、35%の高い構成率となっています。1人当たりの医療費は75歳未満では、年間約20万円ですが、75歳以上は約82万円と4倍の開きがあります。今後も高齢化の進展に伴い、ますます増大することが見込まれているからです。

そこで厚生労働省は「現役世代と高齢者の負担を明確にし、公平で分かりやすい制度」としました。内容は75歳以上の方及び一定の障害がある65歳以上の方を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、今まで加入していた医療保険から独立した「後期高齢者医療制度」が創設されました。

## II 後期高齢者医療制度のポイント

① 75歳以上（一定の障害がある65歳以上の方＜広域連合に申請して認定を受けます＞）の方が対象です。平成20年3月で老人保健制度は廃止されますので、国保・健康保険・共済組合などに加入していた方、全ての方が新制度に移行します。

そして受診時に必要な1人に1枚、新しい保険者証が交付されます。

- ② 制度の運営は各都道府県の後期高齢者医療広域連合（埼玉県の場合は埼玉県後期高齢者医療広域連合・平成19年11月21日条例制定）が被保険者の認定や保険料の決定、医療の給付など制度の運営を行います。市（区）町村は、申請や相談などの窓口事務や保険証の引渡し、保険料の徴収を行います。
- ③ 医療費の自己負担は一般の方は1割、現役並み所得の方は3割で現行の老人保健制度と変わりません。療養の給付や高額療養費などの受けられる保険給付も変わりません。現役並み所得とは、同一世帯で課税所得145万円以上の所得がある方で、世帯収入が、後期高齢者単身世帯の場合は収入383万円以上、後期高齢者複数世帯の場合は収入520万円以上となります。
- ④ 保険料は被保険者ごとに決まり、原則として年金（年額18万円以上の方）から天引き（特別徴収）となります。年金額が18万円未満の方などは、納付書によりお住まいの市（区）町村へ納めます。算定方法は、被保険者個人ごとに、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。埼玉県の場合均等割額は42,530円、所得割率は7.96%です。年間保険料の限度額は50万円までです。所得の少ない方は、世帯の所得に応じて保険料（均等割額）の7割、5割、2割が軽減されます。広域連合が支払う医療費の財源は公費（国・県・市町村）が約5割、後期高齢者支援金（0～74歳の方の保険料）約4割、保険料（75歳以上の方）1割です。

$$\begin{array}{l} \boxed{\text{「前年中の総所得金額等－33万円（基礎控除）」}} \times \boxed{7.96\%} + \boxed{4万2530円} \\ \text{（所得割）} \qquad \qquad \qquad \text{（料率）} \qquad \qquad \qquad \text{（均等割）} \end{array}$$

- ただし、高齢者の負担増の凍結が行われます。75歳以上の被扶養者で保険料を負担していない高齢者に新たに発生する負担を平成20年4～9月まで凍結し、10～3月までは1割負担とします。70～74歳の方の中・低所得者の窓口負担を2割に増やす措置を平成20年4月から3月まで1年間の凍結が決まっています。

### Ⅲ お問い合わせ先は埼玉県後期高齢者医療広域連合

〒330-0063さいたま市浦和区高砂3-14-1 埼玉県自治会館内）又は県内市町村です。

認定登録医業経営コンサルタント 栗原誠さんには、昨年2月スキルアップセミナーにおいて、「医療制度改革と医療費改定」と題し講演いただきました。ご多忙の中、大変わかりやすく、後期高齢者医療制度を解説していただきました。この場を借りてお礼申し上げます。 広報部長 石原 雅哉

## ケアマネジャーへのメッセージ

埼玉弁護士会  
会長 小川 修

政府は、財政が苦しいとの理由で、高齢者・障害者・生活保護者・その他非正規雇用者などの貧困者に対する冷遇を続けています。確かに国の一般会計を見ると、歳入約80兆円のうち、税収は約半分で、後の半分は借金となっています。

ところが、です。特別会計を見ますと、何と40兆円余の黒字になっているのです。この黒字分はどこに行っていると思いますか。繰越金や積立金として溜め込まれ、残った約5兆円は、政治家や官僚の「隠しサイフ」になっているというのです。ですから、これを明るみに出し、活用すれば、消費税などを取らなくても、十分に手当てができるのです。全くひどい話ではありませんか。どうしてこんなことになるのでしょうか。

根本原因は、政治家・官僚の利己欲です。自分さえよければいい、他人が困っていても自分が困らなければいいという卑しい心の持ち主が、権力担当者になっているのです。

本当は人の苦しみを見捨てることができない、人のことを自分のことのように考える皆様のような心情の方がふさわしいのです。

皆様がなさっていることは、人間として実に素晴らしいことだと思います。私は、社会的弱者や少数者のために必死で働いている人たちの姿を見ると、そこに「社会の母性」のようなものを感じます。地道ではありますがこれ拵がっていきますと、大きな社会的連帯が生まれるように思います。ですから、皆様方には、つらい時もあるでしょうが、明日の日本のために必死でがんばっていただきたいと思います。私も、微力ながら、精一杯の助力をいたしたいと存じます。

ケアマネジメントにおいて、今後いろいろな課題が発生することが予想されます。すなわち、リスクマネジメントの重要性が増してきます。この場合、弁護士さんのお力とお知恵借りるケースが当然出てきます。このような情勢の中、貴重なメッセージいただきました。厚くお礼をお申し上げます

広報部長石原 雅哉

## 研究大会のご案内

### 事例・研究 発表演題募集のお知らせ

総務部長 原島清

平成20年埼玉県介護支援専門員協会定期総会（平成20年5月24日（土）13：30から16：30予定）時に開催される研究大会（平成20年5月24日（土）9：30から12：00）予定の演題を募集します。

大会テーマ

『 Together 』

「一緒に」、「協力して」、「お互いに」

などの意味で、まさしく今日の介護支援専門員を取り巻く状況にピッタリではないかと考えます。利用者と、家族と、行政と、事業者と、そして介護支援専門員が「一緒に」、「協力して」、「お互いに」歩んできた経験を、ぜひとも多くの皆様にご紹介ください。

普段、業務に追われ、なかなか自身の業務や担当ケースを振り返る機会がないと思いますので、ぜひこの場をご活用頂ければと思います。発表を通して新たな気づきや発見があるかもしれません。

下記の要領で発表を行いますので、ご参照の上、お申し込みください。  
ご応募をお待ちしております。

- ① 内 容：介護支援専門員業務に関する事例・研究
- ② 形 式：事例・研究発表
- ③ 時 間：1事例15分（質疑応答の時間を含む）
- ④ 募集数：6題
- ⑤ 申込先：埼玉県介護支援専門員協会事務局
- ⑥ 申込方法：別紙申込用紙に記入の上、FAX でお願ひします。（HP に掲載）
- ⑦ 〆 切：平成20年3月31日
- ⑧ その他：応募多数の場合は、選考の上、ご連絡いたします。発表者は当会会員であることが要件です。

# 研修会から

## 公開講座を開催して

研修部長 野呂牧人



荻原 浩氏

協会初めての「公開講座」を12月3日（月）に開催しました。テーマは「認知症をささえる あなたへのメッセージ」。浦和駅東口に完成したばかりの「浦和コミュニティーセンター」多目的ホールには、平日の日中、雨天にも関わらず、大勢の方に足を運んでいただきました。

今回の講師は、俳優 渡辺 謙さんが映画「SAYURI」の撮影中に読み、自ら映画化の話を持ち込んだ「明日の記憶」の原作者、

作家 荻原 浩氏と東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科教員で日本介護福祉士会副会長、NPO法人「楽」理事長の柴田範子氏のお二人にお願いしました。

前半は荻原氏。「明日の記憶」を書いた理由とそれにまつわるエピソード、映画化のいきさつなどを話してくださいました。映画をご覧になった方も原作を読まれた方も「明日の記憶」がフィクションだったということご存知でしたか？荻原氏は「もし自分が認知症になったらどのようなのか。周囲がどうなるのか。」そう考えたところから「明日の記憶」を書き始めたそうです。私が今回、荻原氏に講演をお願いした理由はこの点でした。皆さんは「もし自分が、家族が認知症になったら」と考えた事はありませんか？簡単なことのようにですが、意識しないとなかなか考えることがないと思います。私自身も考えた事はありませんでした。もしなったら、医師からの説明は受けますか？それを受け止められそうですか？黙っていて欲しいですか？仕事はどうしますか？私も考えてみる事にしました。そして何かに記録して、年1回、それを見て自分の気持ちを確認してみることにします。認知症と向き合うことの一步目。こんな小さなことから始めてみようと思いました。

後半の柴田氏。川崎駅西口近郊で小規模多機能型居宅介護施設「ひつじ雲」を運営するNPO法の理事長としても活躍されています。「住みなれた地域で暮らし続けるために」というテーマで話をしてくださいました。認知症ケアでは、その方がどんな生活をしてきたのか、これからどんな生活を送りたいと思っているのか、これまでのその方の生活を知り、価値観を受け止めるということが重要な鍵の一つであり、住み慣れた地域で暮らすことが認知症高齢者の環境を考える上でとても大切であるということのスライドや図を使いながらわかりやすく説明していただきました。近所に知り合いがいる。地域ならではの習慣に触れたり行事や祭に参加したりできる。それは施設単独でできるものではありません。地域住民の理解と連携があってこそ実現できることです。地域住民のみなさんが地域ケアの活動に積極的な参加を





することによって、高齢になっても障害があってもこの地域で安心して暮らすことができる実感できる。そのような取り組みは今後ますます重要になると思います。私事ですが、私はひつじ雲がある川崎駅西口近くで生まれ、川崎で長く過ごしました。当時は工場が立ち並び、東京の下町のような雰囲気がありました。再開発によってここ5年ほどで大きく街が変わっていますが、暮らす人達の雰囲気は今も変わらないようです。柴田氏の話を押聴しながら懐かしく思いました。

さて、「認知症をささえる あなたへのメッセージ」はあなたに届いたでしょうか？私たち一人ひとりができることは小さなことかもしれませんが、まず、行動を起こさなければ何も始まりません。はじめの1歩は小さくても後ろに下がってもいいと思います。でも、認知症の方への接し方がわからない、アセスメントができない。ケアプランが作れない。と投げ出さずに「なぜ？」と考えてみましょう。行動にはなんらかの理由があるといわれています。エピソードをさがしてみてもはどうでしょうか。どんな子供時代だったか。得意なことはなんだったのか。おしゃれに気を遣った人か。職業は。他にもたくさんあるはずで。そんなふうを探っていく事でその人らしさが見えてくると思います。その人の家族でも知らなかったエピソードが知り合いや近所の方からわかることもあるでしょう。これは地域で暮らしていなければわからないことでしょう。もちろんプライバシーの問題が深く関わるので気をつけなければいけない点はあると思いますが。一人ひとり人生には山あり谷あり。100人いれば100通りの人生があるわけです。その人の全てがわかるわけではありませんが、解ろうとする思いが大切なのだと思います。

今回、介護支援専門員や介護関連で働く人以外に、学生や認知症の方を介護されている家族の方にもたくさんご参加いただきました。ありがとうございました。

埼玉県介護支援専門員協会は県内介護支援専門員の資質向上はもちろん、県民の皆様に対して介護保険や保健・医療・福祉に関する様々な情報を提供し、県民一人ひとりがいつまでも住みなれた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう、県民、自治体、事業者と連携をとりながらその実現を目指していきたいと考えております。来年も「公開講座」を開催したいと思っておりますので、ご期待下さい。



演  
題

# ①～ケアマネが知っておきたい 医療の基礎知識～

「高齢者医療制度」の改正は今年4月より施行される予定である。これに伴い医療と介護の連携が従来に増して重要となる。そこでケアマネジャーの医療に関する研修は必要不可欠になってきている。このような環境下、研修部主催により企画された本セミナーが開催されたので、講演の概要、アンケートのまとめを報告する。

## 概 要

- ◇日 時 : 2月2日(土) 14:00~16:00
- ◇場 所 : 埼玉県労働会館
- ◇講 師 : 当会理事 赤沼 文子氏



## 講演概要

本研修は2部構成で、まず在宅経腸栄養法、在宅輸液療法、在宅成分栄養経管栄養法、在宅中心静脈栄養法、在宅酸素療法等の制度やトラブル対応などの管理ポイントについて教えていただいた。

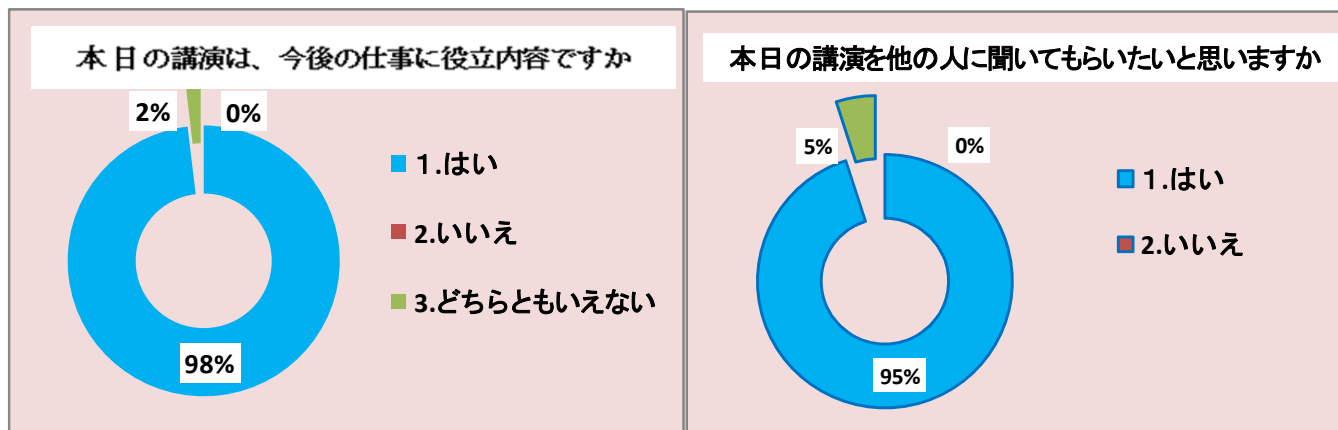
そして、「在宅におけるターミナルケア」では、在宅でのターミナルケアが必要とされる背景から始まり、ターミナルケアにおける支援者（ケアマネジャーを含む）の役割について教えていただいた。

多くの在宅療法やターミナルケアについて丁寧に説明がなされ、アンケートに記載されたように有意義な研修であった。しかし時間の制約もあり、個々のテーマについては、自宅学習や地域での研修会において、より知識を深めることが必要と思う。研修部会では、アンケートの結果にもとづき、今後のケアマネジャー支援のあり方が検討されていることを申し添えたい。

今回は定員100名に対し、120名強の申し込みがあり、約20名の方には残念ながら参加のお断りを致しました。このため、追加セミナーを4月12日(土)14:00~16:00埼玉県労働会館にて行いますのでご参加ください。当会HPにチラシ・申込書を掲載しておりますのでご利用ください。

## アンケート結果のまとめ

まとめは理事赤沼文子氏



### Q1 本日の講演はいかがでしたか？（自由記載のまとめ）

- ・よかった、大変よかった、わかりやすかった、勉強になった。
- ・聞きやすかった、現実的な話が聞けてよかった。
- ・在宅医療、訪問看護等知らない分野の知識を得ることができた。
- ・中身が濃い、ハイレベル、資料が多くてよかった。
- ・ターミナルケアが勉強できてよかった。
- ・在宅のあり方を勉強でき、それぞれの役割を再確認できた。
- ・難しかった（専門用語多い）、時間が短かった。
- ・もっと具体的な写真があった方がわかりやすい。
- ・ターミナルケアもっと話してほしかった。
- ・制度についても知りたい。
- ・ケアマネの役割についても知りたい。
- ◎ターミナルに関わらせていただいたら「その人らしい最期」を家族の方と一緒に考えていきたいと思いました。
- ◎医療への知識を深める大切さと同時に心を教えていただきました。
- ◎家に帰り、教科書をよく読んで復習したい。伝達研修したい。
- ◎中身濃いですが、時間短いです。以後は自習ということですね。
- ◎よかったが内容が盛り沢山で専門的なことも多く理解しきれなかった。もっとゆっくり研修できるとよい。





## Q2 今後、開催して欲しい研修会の演題、

- ・認知症について
- ・疾患（糖尿病・パーキンソン病）について
- ・ターミナルケアのケアマネジメント（事例を通して）
- ・訪問看護との連携（具体的に）
- ・主治医が参加してくれる担当者会議の開催方法
- ・いい職場作り、コミュニケーション技術
- ・ケアマネとしての基礎研修（一人ケアマネ、新任ケアマネだから）
- ・介護保険を使えない訪問看護・訪問介護等のサービスについて
- ・認定調査、小規模多機能、文章の記述方法
- ・障害者自立支援法に関するもの
- ・最新情報、法改正について

### （自由記載）

◎反省しました（仕事に対すること）。

◎もっと頻繁にこうした研修をして欲しい。

H19よりケアマネですが、ターミナルを3名受け持ちました。もっと早く聞けていたら、もっとよいプランができたのではと思います。

◎1回の受講料の入金の方法をもっと簡単にできるようにして欲しい。

### 演題

## ② 《プライバシーの保護》ケアマネがやるべきこと

- ・1月19日（土）：浦和コミュニティーセンター
- ・講師：東京ソフィア法律事務所 弁護士 村田明彦先生

本講演のポイントは、医療安全・介護安全は、個人情報保護法より優先するということであったと思う。

適切な管理をしておけば、個人情報保護法も怖くないことを学んだ。

以下に講演の要旨をまとめた。

### I 医療安全、介護安全と個人情報保護

#### ①医療安全と個人情報保護とのバランス

個人情報の取り扱いにより医療安全が（取り違えの防止等）害されないか、そのような個人情報の取扱いを利用者に説明できるかを考える



・判断の根拠は「医療安全を第一に考えること」

たとえば、「〇〇さん」という表記では人間違いを起こし、医療ミスが起こる可能性が高い。きちんと名前を記入してFAXし、医療安全上の事故を生じないようにすべきである。

FAXするにしても、間違えないように、短縮にしておくとか、何回も確認して送信するようにしていれば、もし間違っても、利用者さんに納得してもらえらると思われること、また単なる過失になって裁判で負けることもないであろう。

要は、盗まれないようにキーをして保管することだ。資料が入ったカバンを車内等に放置せず手で持つとか、一般的な保管や動作をしておけば、盗まれたりしても努力していることの説明ができて、裁判に有利となる。何でも盗もうと思えば盗める。まずはしっかり対策をしておくことだ。やるべきことをやっておけばよいということ。適切な管理が重要。

訴訟のリスクにおいては、漏えい情報が多数であるか少数か、センシティブか否か、漏えいにより情報主体がどのような不利益を被るか、これらが法的責任となるか単なるトラブルになるかどうかの違いである。

## II プライバシーとは何か

自己に関する情報を知られないようにする権利のこと。ケアマネは利用者の生活状況、医療情報、財産状況を把握している。漏洩を100%阻止することはできない。漏洩した時に、利用者になんて説明ができるかにかかっている。したがってそれだけの措置（管理）を取っておく必要がある。

## III 個人情報保護法

① 個人情報の取得の際、気をつけることは、

- ・法律上は適正な取得
- ・本人同意のもとに取っておく

いちいち個別の同意を本人から取得する必要はなく、当初契約時にこれら取得することを明示しておけば事足りる。

② 適切な管理が必要なものは

- ・組織的安全管理措置
- ・物的安全管理措置
- ・技術的安全管理
- ・人的安全管理措置

文責 山本



# シリーズ介護保険関連データ(第2回)

広報部長 石原 雅哉

埼玉県の介護保険関連データをご紹介しますシリーズの2回目です。前回は介護予防の創設の結果、軽度者ではなく、中度者が増えているというグラフを掲載いたしました。今回はまず総認定者のサービス受給の推移をグラフにしてみます(図1)。給付額が決定した時点での数字ですので、2ヶ月遅れていることをご承知下さい。

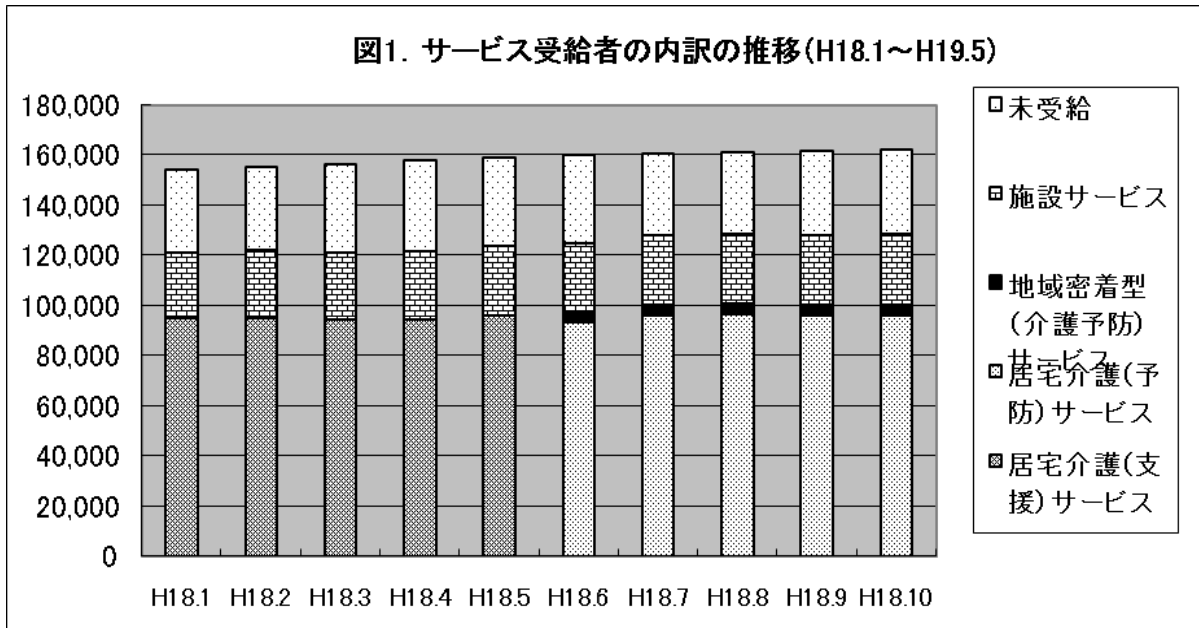


図1では居宅介護(支援)サービスが居宅介護(予防)と地域密着型に分かれたことがわかりますが、それ以外の特徴が見えてきません。そこで居宅サービス、施設サービス、未受給の3つを折れ線グラフにしてみます(図2)。

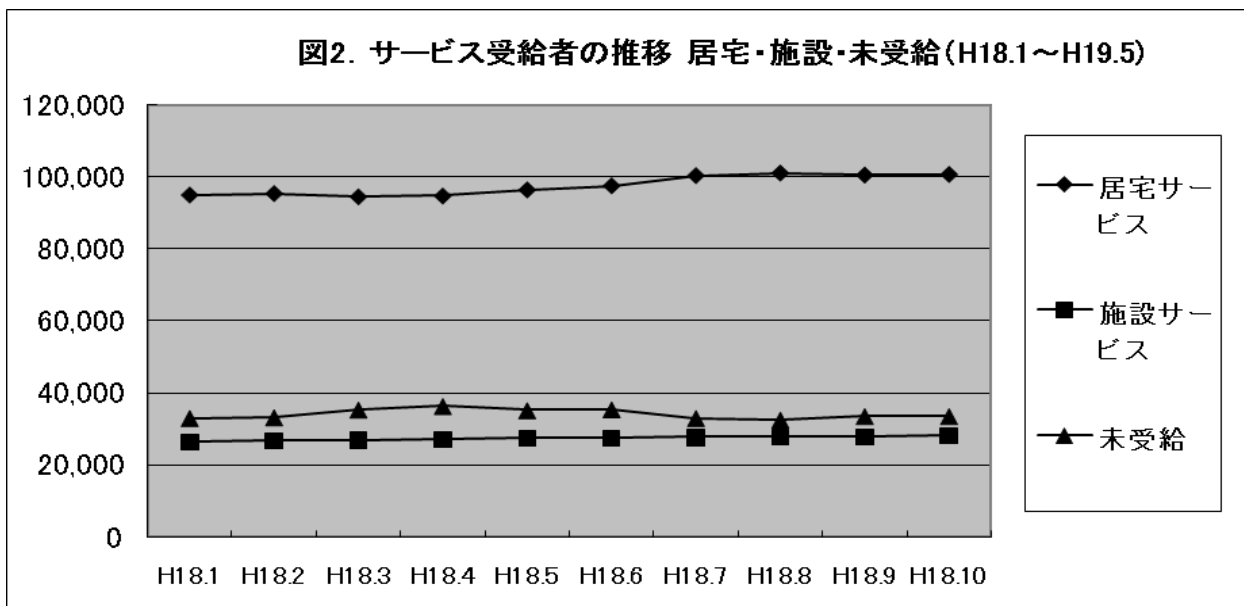


図2では若干ではありますが居宅サービス受給者が増加し、未受給者が減少しているのがわかります。時期は平成18年4月から変動していますので、今まで軽度で未受給だった方が、介護予防サービスを受け始めたことによるものと推察できます。ではこの法改正のあった平成18年4月前後の増減を、要介護度ごとにサービス種別に分けて見てみましょう。

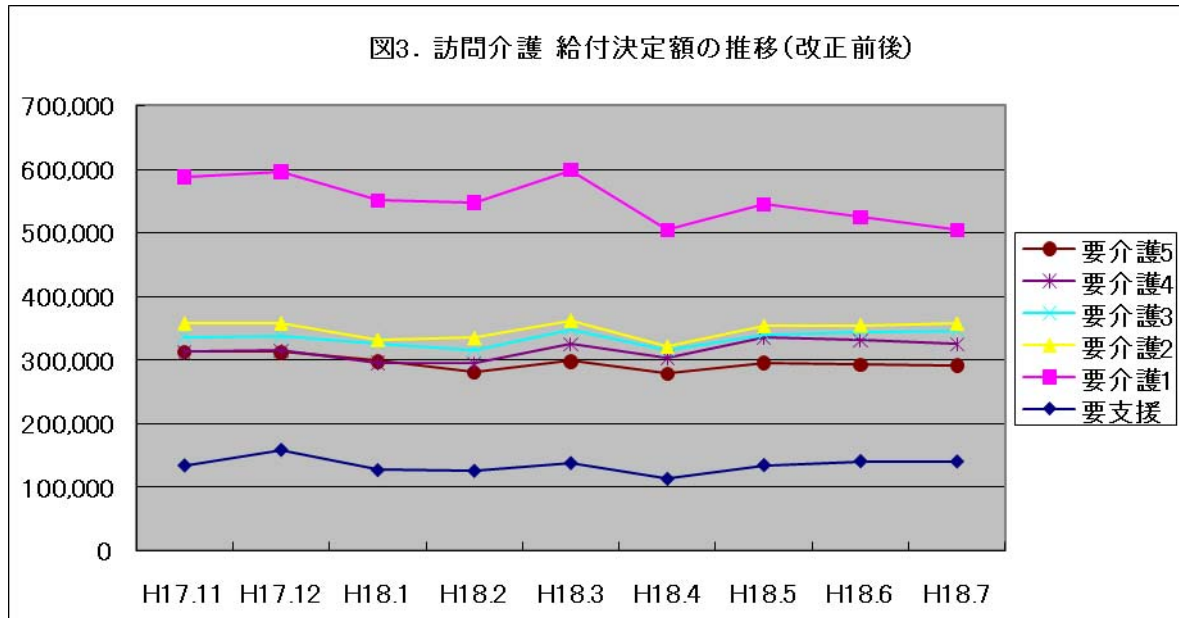
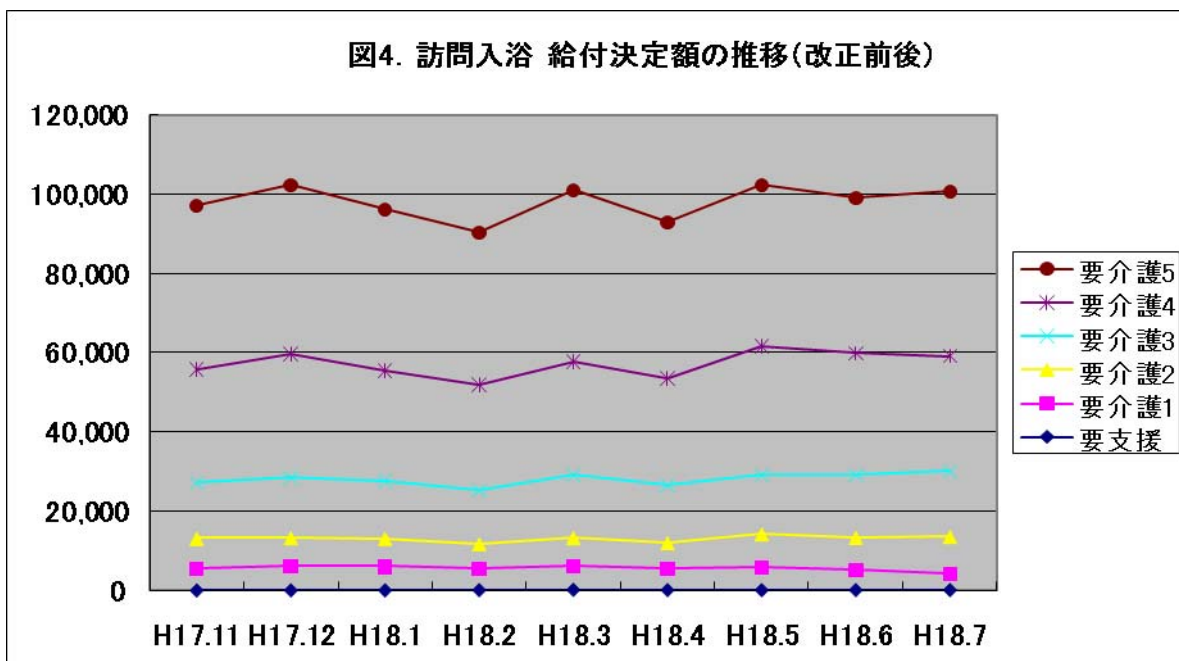


図3. 訪問介護、図4. 訪問入浴では目立った変化はありませんが、他の要介護度がわずかな上昇、若しくは横ばいであるのに対して要介護1は下降しています。これは介護予防の影響だと思われます。



また、不可思議な傾向としてほぼ全てのサービスに共通して見られるのは、平成18年2月までは下降気みであるのに、3月で増加している点です。4月で一旦下降したのは法改正時の混乱だと思われます。次号以降では残りのサービスを掲載していきます。

## 日本介護支援専門員協会埼玉県支部だより

### 「日本介護専門員協会全国大会 in 大阪」 が 開催されました

大会テーマ『ケアマネジメント力のさらなる向上へ！！』  
～制度改革の検証と包括的コミュニティケア構築を目指す～

- ・ 日時 平成20年2月16日（土）・17日（日）
- ・ 場所 マイドームおおさか



第2回日本介護支援専門員協会全国大会が2月16、17日に大阪にて行われました。基調講演は、「介護保険制度の方向性」と題し、厚生労働省老健局振興課 課長 古都 賢一氏が講演されました。

シンポジウムは「介護予防とこれからの介護保険制度への提言」と題し、白澤政和先生（大阪市立大学大学院教授）が座長をされ、白熱した議論もありました。

それぞれについて、以下に概要をまとめました。



二日目は、9つの分科会にて研究発表が行われました。

- 第1分科会 居宅ケアマネジメント
- 第2分科会 施設ケアマネジメント
- 第3分科会 地域包括ケアマネジメント
- 第4分科会 グループホームケアマネジメント
- 第5分科会 小規模多機能ケアマネジメント
- 第6分科会 ネットワークの構築
- 第7分科会 支援困難事例
- 第8分科会 主任介護支援専門員の可能性を探求する
- 第9分科会 サブシンポジウム

(医療改革におけるケアマネジメントの役割)

本会からは、「はろーケアマネ相談窓口の活用」と題して事務局長窪山一枝さん、「ケアマネインターンシップ」と題して理事長千葉道子さんのお二人が、第8分科会にて発表いたしました。現場教育の重要性を理解し、職能団体が実施していることに意義があるとの座長コメントがありました。発表要旨については、近々当会ホームページに掲載予定ですのでご覧ください。



## 基調講演

厚生労働省老健局振興課 課長 古都 賢一氏

### 現在を展望してみると

- ① 制度を取り巻く環境-----介護人材の確保が課題の一つ  
措置の時代は市町村が主体で委託していたが、介護保険になって民間に委託している。介護の分野は魅力ある職場であろうか。
- ② 高齢化が進展して制度がめまぐるしく変わった。
- ③ 医療制度も変革が著しい。これが波及してケアマネも対応せざるを得ない。
- ④ 介護保険制度の改革のその後
  - ・ 予防を重視したこと
  - ・ 介護事業所の経営はうまく行っているだろうか
  - ・ 本当に良い経営と処遇であろうか
  - ・ 法令順守はどうかなどが考えられる。

### 21年改正に向けて

- ① 経営の実態と労働実態をよく把握し改正に反映していく
- ② 市町村は21年に向けて計画の策定が必要だ
- ③ 法令の見直し部分---あるのではないかなどを考えている

### 長期的な課題

- ① 介護度の維持・改善のサービスが重要だ
- ② ケアプランは、適正なサービス内容・サービス量であろうか。  
  
適正なケアプランを創れるケアマネジャーが重要となる。

シンポ  
ジューム

介護予防の検証とこれからの介護保険制度への提言  
～介護予防サービスとケアマネジメントはいかにあるべきか～

以下に、シンポジウムでの発言をまとめてみました

### 1. 古都課長の発言要旨

- ・ 予防とは「次に起りうることを想定して、あらかじめ手を打つことだ。個人的には要支援と要介護は分けて考えるべきと思っている。
- ・ 地域包括支援センターについては仕事量・質について検証してみる必要がある。
- ・ 目標によって成果の有無の差が出るであろう。また、どう具体化するかによって差が出るので目標設定が大切だ。
- ・ 特定高齢者が見つからない。5%と言っていたが、いまだ0.14%だ。これについても検討している。全国で83か所の市町村が参加してデータを取っている。このデータを検証したい。

### 2. 二木 立氏（日本福祉大学教授）

長期的な健康増進効果のエビデンス（医学的な根拠）や介護費用抑制のエビデンスもない介護予防の推進は、危険かつ無責任ではないかと述べられた。

しかし、本人が自主的に行う介護予防は賛成だ。強制することは良くないとも言及された。

### 3 鈴木 隆雄氏（東京都老人総合研究所 副所長）

虚弱高齢者に対する介護予防を目的とした無作為割り付け比較介入試験の成果が報告されている。転倒予防目的にした運動（トレーニング）は有意に転倒発生が減少している。

さらに、高齢女性における外反母趾や扁平足に対するインソールの調整による歩行機能の改善やSF-36によるQOLの改善は介護予防の科学的根拠が高いなど、最近の研究成果についてのべられた。

また、介護予防の効果と運営理念に乖離があるのではないかと。普及・啓発もできていない。介護予防は重要だ。より良く育てることが大切ではないかと懸念された。

## 地域包括支援センターにおける介護予防の現状と課題

### 4. 岡本由美子氏（八尾市保健福祉部高齢福祉課）

介護予防特定高齢者事業の現状は、実際にサービスにつながるケースが少なく、事業の啓発とともにそのアプローチ方法が課題だ。

一方、介護予防の効果が現れ、身体機能や生活機能が向上するケースも多く出てきている。

### 5. 座長 白澤政和氏（大阪市立大学大学院教授）のまとめ

地域に目を向け、地域に住む人の力をあわせることだ。具体的には

- ▶ ケアマネも地域に目を向けてほしい。
- ▶ ケアマネはその人たちの生きがいを支え、ひとりひとりの価値を認めて、意欲を引き出すことではないか。強制して予防をやることではない。
- ▶ 利用者の意欲を引き出ししたり、高めていくことだ。
- ▶ 本人がしたいこと、好きなことを言える雰囲気作りが重要だ。
- ▶ 短期・長期のゴールをつくることが大事だ。

以上のように、シンポジウムの結果をまとめられた。



#### 1. JCMA 会員継続のお願い

4月より新しい年度となります。21年度には改定があります。意見を中央に上げていくには、多くの皆さんの力が必要です。「数は力なり」、会員継続並びに新しい会員の加入をお願いいたします。

年会費は、2000円です。当協会会費と一緒に振込みください。締め切りは5月31日です。

（新入会者は、入会金1000円及び年会費2000円をお支払いください。）

#### 2. JCMA のロゴが決定されました

新しくロゴが決まりました。



#### 3. 総会の予告

5月24日（土）16:30からの予定です

常識にしたい医療知識パート-2

ある冬の日の認知症専門棟

前理事長 谷口清和

認知症専門棟（以下認知棟と略す）には実に個性豊かな方々が入所されてくる。

まず、始めに登場するのは、普段は閉鎖している認知棟からただ一人エスケープした経歴をもつ A さん。現在、我が国において最も多く見られるアルツハイマー型認知症である。どこから見ても話しても、ごく普通の上品な奥様だが、時間、場所、人の見当識障害著明である。また、財布と赤ん坊を預けているという妄想に捉われている。一日中何回でも、サービスステーションに顔を出す。職員は慣れているので良いのだが、他のご利用者様を巻き込み混乱させるので、ほとんど困ってしまう。現在のところ、唯一の認知症治療薬『塩酸ドネペジル（アリセプト）』がその進行を遅らせる効果があると言われているタイプである。

さて、次に登場するのは我が国で、2番目に多いとされている脳血管性認知症の B さん。脳梗塞の後遺症で右片麻痺と運動性失語が残った。車椅子で徘徊するのはかまわないのだが、手すりにつかまり、立ち上がり、転倒を繰り返されるのは参った。幸い骨折にはいたっていないのだが……。それから夜間に理解不能のおむつはずしがあり、一晩に5枚も6枚も紙おむつをひきちぎる。「布パン」や「ふんどし」も試してみたが、一向に効果なし。感情失禁もあり、そのたびに悲しい顔をされるので、なおさら胸が痛む。皆で知恵を出しあい、ありとあらゆる手段を講じたが、結局どれも効果なく、その理由もわからず。夏ならいざしらず、真冬に『ふるチン』とはいかず、どなたかお知恵をお貸しください……。

3番目は背中を丸め、小刻みに歩いていた C さん。認知症の進行が見られ、認知棟に入所されていた。典型的なパーキンソン症状も見られ、L-ドーパの内服投与も受けている。パーキンソン症状が先か、認知症が先かは定かではないが、入所期間中に小さな誤嚥性肺炎を繰り返し、とうとう寝たきり、食事も全介助になってしまった。胃瘻という選択肢もあったかもしれないが、たびたび熱発を繰り返すため、止むを得ず、療養病床に移られた。臨床症状からはレビー小体型認知症という日本で3番目に多い認知症性疾患が考えられた。

以上述べたように、これら3つがわが国における代表的な認知症である。最近MRIで、海馬・海馬傍回の萎縮を評価することにより、認知症の早期診断が可能になってきている。

ご心配な方は、この検査を受けられ、早期予防に努められるのがよさそうである。かくいう私も念のために検査を受けた方が良いのかも……！

## 賛助会員コーナー

- 中央法規出版株式会社 さいたま営業所

ご支援ありがとうございました。

《受付順、掲載の許可いただいた事業所のみ掲載しております。掲載は2回しております》

### 会報「埼玉ケアマネだより」 広告など掲載募集のご案内

広告等の掲載をご希望の方は、事務局までお問い合わせください。案内書類をご送付いたします。

掲載費用：一回当たり、A4版紙面を基準として

紙面の1/2 20000円 紙面の1/4 10000円

紙面の1/8 5000円

上記金額は賛助会員の場合、一般の場合はこの金額の1.5倍になります。なお、原稿内容により、掲載できない場合もありますことをご了承ください。

## 広告コーナ

寝たきりや歩行困難な方が各種健康保険で受けられます。(お医者様の同意が必要)

# 在宅・訪問療養マッサージ

(各種介護老人福祉施設等にもお伺いさせていただきます。)

このような方(症例)のための施術です。

脳梗塞・くも膜下出血・頸椎損傷・  
変形性膝関節症・関節運動機能障  
害・関節リウマチ・パーキンソン病・  
交通事故などによる歩行困難、又は  
寝たきりの方など



無料お試しマッサージ実施中!

埼玉県における訪問療養マッサージのパイオニア!!

**まごころサポートセンター**®

本部 さいたま市岩槻区南平野233-1

〒330-0811 さいたま市岩槻区南平野233-1  
0120-72-8817

FAX 048-749-6855

http://www.i-magokoro.com

マッサージ師18名・相談員4名でサポート中!

【現在お伺いできる地域】 川口・鳩ヶ谷・戸田・蕨・さいたま(全区)・上尾・蓮田・春日部各市・杉戸・宮代・白岡・伊奈各町



## 会員更新手続きのお願い

今年度も3月末日で終わり、4月1日より新しい年度となります。今年度もみなさまのご協力を得て、いろいろ新しい試みがなされました。

TVで日本人初の三つ星のシェフ岸田さんが「今日より明日、さらに美味しい料理が出来なければ存在価値がない」とおっしゃっておいりました。

凡人はなかなかそこまではできませんが「日々 新たなり」の気持ちを持って「年々 新たなり」皆さんの知恵とご協力をえて、新しい取り組みをしていきたいと思ひます。

それには多くの会員の協力が必要になります。

新年度も会員継続をお願いし、一緒に課題に取り組んでいこうではありませんか。

新規のかたの加入も大歓迎です。お知り合ひの方がいらっしやいましたら、ぜひお声掛けください。

▶ 年会費 : 5000円です。  
(日本介護支援専門員協会会員の方は、当会会費と一緒に支払ってください。)

▶ 受付開始 : 3月20日  
締切は5月31日です

▶ 振込先 : 郵便振替  
加入者名 NPO法人埼玉県介護支援専門員協会  
口座番号 00120-8-463352

来年1月「銀行・ゆうちょ」間の送金が可能になる見込みですので、当面、振込先は郵便局といたします。(銀行・ゆうちょ間の現金移動は手間がかかるためです。システムが改善すると利便性が向上する)

## 事務局からのお知らせ

### 1) 今年度介護支援専門員実務研修受講試験合格率

すでに、実務研修が始まっていますが、遅ればせながら合格者の方、おめでとうございます。ご入会を心よりお待ちしております。そして一緒に活動や研修を受けてみませんか。

昨年の埼玉県の合格率は 25.5%全国で第 6 位でした。当会講習会参加者の合格率は 29% 以上です。来年度も受験講習会やります。乞う！ご期待

### 2) 総会予告

平成 20 年埼玉県介護支援専門員協会定期総会は

**平成 20 年 5 月 24 日 (土) 13:30 から 16:30**

に予定しておりますのでお知らせいたします。

## 編集後記

古い話で恐縮ですが、かれこれ 40 年前、ローマクラブの報告が出され「資源は有限である」と。また、燃料化学のレポート課題は「石油は枯渇してきているが、40 年後の石油化学工業は如何？」これに対し「科学技術の進歩でオイルサンドや深海から石油が採掘できるのでさらなる発展すると確信する」とのレポートを提出したことを思い出します。予想通り発展してきたが、地球温暖化についてはとても考えが及びませんでした。この化石燃料は、今後もしばらく採掘できるでしょう。

一方、発生する CO<sub>2</sub> の日常生活が占める割合は約 30%にもなります。そこで、無駄を排し生活の中から、温暖化の主因とされる CO<sub>2</sub> 発生を抑制して行かなければ、石油があっても立ち行かなくなります。自分たちの仕事の中にも無駄はないか、点検していきたいものです。

ケアマネジャーも社会の一員です。地球規模で考え、エコライフを始めよう

(THINK GLOBAL ACT LOCAL)

新ケアマネさん マイプランに エコライフ (字余り )

T.Y



・発行人： 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 千葉 道子

・特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-13-8 ほまれ会館内

TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344

Email : jn.kcx\_vau.nd@palette.plala.or.jp

HP : http://www.saitama-cm.com/

